○近畿地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百七十五号　神戸市西区神出町宝勢字坊主谷五二一番一〇から同市西区神出町田井字大辻一九六〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月十五日十七時

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
広島県安芸郡坂町小屋浦一丁目九二五三番一二から同町小屋浦一丁目一〇五〇二番一まで	前	一〇・六〇～一三・五〇	〇・〇二四	
	後	一三・五〇～一六・六〇	〇・〇二四	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 三十一号　広島県安芸郡坂町小屋浦一丁目九二五三番一二から同町小屋浦一丁目一〇五〇二番一まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月十三日

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大田市静間町字角山六九八番三から同市温泉津町福光口二三五番一まで	前	B A 八・〇〇～一一・〇〇	二一・〇五七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・〇〇～一一・〇〇	二一・〇五七	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 九号　大田市仁摩町大国字五丁四五番一から同市温泉津町湯里一五五三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月十四日

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
浜田市下府町一八二〇番二から同市三隅町東平原一四四八番一まで	前	C B A 九・〇〇～一一・〇〇	二一・四六〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	C B A 九・〇〇～一一・〇〇	二一・四六〇	
		一三・六〇～二一・〇〇	六・七八六	
		二二・〇〇～三〇一・〇〇	一五・四〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 九号　浜田市原井町一一五五番一から同市西村町一三〇五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月十四日

○中国地方整備局告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号